

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第26号

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年上越市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第2項に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は同法第10条第1項の規定による採用をされたこと（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第5条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
- 第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第13条の2第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

第7条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第9条第1項中「要件を欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該

要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の職員の単身赴任手当の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の単身赴任手当の支給について適用し、同日前の単身赴任手当の支給については、なお従前の例による。

(権衡職員等に関する経過措置)

- 3 改正後の第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。